川崎市保育園幼児主食副食提供費の徴収に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市保育園に在籍する児童のうち、3歳以上児(以下、「幼児」という。) に提供する主食及び副食に要する費用の徴収に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各 号に定めるところによる。
 - (1)主食 川崎市保育園が提供する食事のうち米飯、パン及び麺類をいう。
 - (2)副食 川崎市保育園が提供する食事のうち主食を除いたものをいう。 (対象児童)
- 第3条 主食は、川崎市保育園に在籍する幼児で、保護者が提供を希望した場合に提供するものとする。
- 2 副食は、川崎市保育園に在籍するすべての幼児に提供するものとする。 (徴収額)
- 第4条 主食費は、一人当たり月額1,000円とする。
- 2 副食費は、一人当たり月額4,500円とする。
- 3 月の途中において主食及び副食の提供を開始又は中止した場合の徴収額の 取扱いについては、別表のとおりとする。ただし、2月については、別表に 15日とあるものを14日に、16日とあるものを15日に読み替えるもの とする。
- 4 前2項の規定にかかわらず、川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例(平成26年川崎市条例第36号)第13条第4項第3号ア及びイに規定する者からは、副食費は徴収しない。
- 5 災害その他やむを得ない理由により第1項及び第2項に定める額により難い場合は、第1項及び第2項に定める額の範囲内でこども未来局長が別に定める額とする。

(申込方法)

- 第5条 主食の提供を希望する保護者は、幼児主食提供申込書兼主食副食費支払方法申込書(第1号様式。以下「申込書」という。)を提出するものとする。
- 2 主食の提供の申込みは、当該年度末までの期間とする。

(主食提供の開始)

- 第6条 主食の提供は、申込書の提出から原則7日以内に開始するものとする。 (提供の中止)
- 第7条 主食及び副食の提供を受ける保護者は、幼児に疾病等、特別な理由により主食又は副食の提供の中止を希望する場合は、幼児主食副食提供中止届

出書(第2号様式)を提出するものとする。

2 前項の提供の中止により超過納付額が生じた場合は、保護者があらかじめ 届け出た金融機関の口座宛てに超過納付額を返還する。

(納入)

第8条 主食費及び副食費は月額とし、納入通知書に記載された納期限までに、申込書で選択した方法により納入するものとする。

(提供の停止)

- 第9条 次の各号に該当する場合、当該幼児への主食又は副食の提供を停止することができる。
 - (1)食物アレルギー等健康上配慮すべき理由があるとき。
 - (2)主食費又は副食費に滯納が生じたとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、こども未来局長が別に 定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。
 - (川崎市保育所幼児主食提供事業実施要綱の廃止)
- 2 川崎市保育所幼児主食提供事業実施要綱は、廃止する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表(第4条関連)

| 提供開始日・中止日 | 月徴収額 |
|-----------------|-------------------------------------|
| 開始日が月の1日から15日 | 全額(ただし、開始日と同月の15日までに中止した場合は、半額) |
| 開始日が月の16日から当該月末 | 半額 |
| 中止日が月の1日から15日まで | 半額 |
| 中止日が月の16日から当該月末 | 全額(ただし、開始日が中止日と同月 の16日以降の場合は、半額) |

(宛先)

幼児主食提供申込書兼主食副食費支払方法申込書

| 川崎市長 | | | | 年 | 月 | 日 |
|--|-------|----------|------|-------|------|-----|
| • | | | | | | |
| | 届出者 | | | | | |
| | 園 名 | | | | 保育 | 育園_ |
| | 住 所 | 市 | | X | | |
| | | | | | | |
| | 氏 名 | | | | | |
| 本年度について、私が養育す | る次の児童 | 童に対する主 | 食の提信 | 供を申しi | 込みます | - 0 |
| 児童名 | 1 | | | 生年月 | 日 | |
| | | | | • | • | |
| | | | | • | • | |
| | | | | • | • | |
| | | | | • | • | |
| ※太線の中を記載してください。※主食提供の対象となる児童のみては、記載 | | _ | | | | |
| 本年度の主食費及び副食費に | ついて、 | 下記のとおり | 支払う: | ことを申し | し込みま | きす。 |
| □ 毎月支払う(納付書)□ 毎月支払う(口座振替) | | | | | | |
| ※いずれかを選択(✓)してくださ※納付期限までに納入しない場合/ | - | 是供を中止するこ | ことがあ | ります。 | | |

※納付書は川崎市が指定する金融機関でお支払いください。

※口座振替の場合、別途、金融機関へ口座振替納付依頼書の提出が必要です。

幼児主食副食提供中止届出書

| (-1-11) | | | |
|---------|--------------|---|---|
| (宛先) | / | п | - |
| 川崎市長 | 牛 | 月 | Ħ |
| | | | |

| 届出者 | | |
|-----|-------|------|
| 園 名 | | 保育園_ |
| 住 所 | 区 | |
| | | |
| 氏 名 | | |

私が養育する次の児童に対する食事の提供を中止することを届け出ます。還付金が生ずる場合には、指定する金融機関の口座に振り込んでください。

| 児 童 名 | 生年月日 | 中止する食事の種類 | 中止の理由 | | |
|-------|------|-----------|---------------|--|--|
| | | 主食 ・ 副食 | 月 日で | | |
| | | 主食 ・ 副食 | □ 退園のため □ その他 | | |
| | | 主食 ・ 副食 | (| | |

| 還付金が生ずる場合の振込先 | | | | | | | | | |
|---------------|--|--|--|--|--|--------|-----|--|-------|
| 金融機関名 | | | | | | | 支店名 | | |
| 口座番号 | | | | | | | | | □普通預金 |
| フリガナ 口座名義人 | | | | | | □ 当座預金 | | | |

- ※太線の中を記載してください。
- ※届出者は、申込者(納入通知書にお名前が記載されている方)と同一にしてください。
- ※還付金の振込先口座名義人は、届出者と同一にしてください。
- ※フリガナを必ず記載してください。